

官民境界確定事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、岩倉市が管理する公共用地に係る境界確定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公共用地の範囲）

第2条 この要領で取り扱う公共用地とは、岩倉市又は岩倉市長（以下「管理者」という。）が管理する次の各号に該当する土地をいう。

- （1）道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
 - （2）水路、湖沼及びため池
 - （3）都市公園法（昭和31年法律第79号）の適用を受ける公園
 - （4）国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定に基づき譲与された法定外公共物
 - （5）前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの
- （確定事務の範囲）

第3条 境界確定事務は、前条記載の公共用地に接する土地所有者から申請があった場合又は管理者が必要と認める場合において、この要領に定めるところにより行うものとする。

（立会いの申請）

第4条 官民境界立会いの申請ができる者は、申請地の登記簿上の土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）法人が土地所有者の場合は、代表者とする。ただし、解散又は倒産した法人の場合は、清算人又は管財人とする。

(2) 共有地の場合は、原則として共有者全員とする。

ただし、共有者全員の委任を受けた場合は、1名で申請することができる。

(3) 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし相続人の委任を受け1名で申請することができる。

(4) 未成年者又は成年被後見人等が土地所有者の場合は、法定代理人（親権者又は後見人等）とし、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ法定代理人が併記して申請するものとする。

(5) 開発行為、工事施行又は公用廃止の申請で、土地所有者が複数の場合は、その施行者が土地所有者の委任を受け申請をすることができる。

2 前項による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は官民境界立会い申請書（様式第1）を管理者に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代行者が申請書に委任状（様式第2）を添付のうえ委任状記載の事務を行うことができる。

（添付書類）

第5条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

(1) 位置図（縮尺2,500分の1以上）

(2) 公図写し（縮尺600分の1以上）

(3) 隣接土地所有者等一覧表（現況幅員が4.0m未満の道路については対側地所有者も記入）（様式第3）
登記簿謄本（写し）を添付

(4) 現況実測平面図（縮尺500分の1以上）

(5) 現況横断面図（縮尺100分の1以上）

(6) 委任状（土地所有者が申請を委任する場合）

(7) 境界立会いに参考となる地積測量図等

(8) その他管理者が必要と認める図書

（対側地立会い基準）

第6条 現況幅員が4.0m未満の道路については、対側地所有者の確認を得て境界を確定する。ただし、下記の場合については、その確認を省略することができる。

1 水路の場合

2 対側地が過去の立会で境界確定されている場合

3 その他管理者が認める場合

（書類審査及び受理）

第7条 管理者は、第4条の申請があったときは次の事項を審査し、境界確定を実施することが適当であると認めたときは、これを受理する。

(1) 図面が、土地家屋調査士又は測量士により作成されたものであること。

(2) 境界確定しようとする土地が、第2条に列記した公共用地に接していること。

(3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、必要書類が添付されていること。

（事前調査）

第8条 管理者は、前条の申請を受理したときは、速やかに次の事項を調査するものとする。

(1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革

(2) 法務局備付地図（公図）の分筆、合筆等の経過

(3) 境界付近地の沿革が確認できる岩倉市が所有する土地宝典、換地図等

(4) 過去の立会記録、資料等

（申請に基づく立会い等の通知）

第9条 管理者は、申請者に対し、立会い場所、立会い

日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

- 2 申請者は、立会いが必要と認められる隣接の土地所有者、利害関係人及びその他参考人等に対し、立会いを依頼する。ただし、申請者からの依頼では立会いに応じない者がいる場合で管理者がその者の立会いを必要と認めるときは、管理者自ら境界立会い依頼書（様式第4）により依頼するものとする。

（現地における境界確定）

第10条 管理者は、立会いにあたり、申請書に添付されている隣接土地所有者等一覧表により立会い者を確認するものとする。

- 2 管理者は、隣接土地所有者等一覧表による立会い者が、立会いを委任（様式第5）した場合、その受任者を確認して、立会い者全員をもって境界確定を行うものとする。

- 3 管理者は、境界確定作業に際し、立会い者が了知している既設杭の位置等の情報提供を求めるものとする。

- 4 管理者は、現況実測平面図、公図写及び土地登記簿謄本又は登記事項証明書等、その他参考とすべき資料に基づいて境界確定を行うものとする。

（境界標の設置）

第11条 申請者は、境界確定の協議が整ったときは、境界標を設置するものとする。

第12条 申請者は、境界確定の協議が整った後に境界確定証明書交付申請書（様式第6）を提出する。なお、次の各号の書類を添付するものとする。

(1) 位置図（縮尺2, 500分の1以上）

(2) 公図写し（縮尺600分の1以上）

(3) 隣接土地所有者等承諾書（様式第7）

(4) 境界確定平面図（不動産登記規則（平成17年法務省

令第18号)第77条に掲げる事項を表記すること。)

(5) 横断面図

(6) 境界標の写真

(7) その他管理者が必要と認める図書

(境界確定証明書の交付)

第13条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し申請者に土地境界確定証明書(様式第8)を交付するものとする。

(申請書の取下)

第14条 申請者は、申請書の取り下げをする場合は、立会い以前にするものとし、官民境界立会い申請書取り下げ願(様式第9)に理由を記して提出するものとする。また、申請書並びに添付書類は特段の理由がない限り返却しない。

(申請書の却下)

第15条 管理者は、各号に該当する場合、受理した申請書を却下することができる。

(1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、催告するも、さらに60日以内に提出がない場合。

(2) 申請者に第9条による現地立会いの通知をするも、これに応じず、さらに60日以内に現地立会いに応じない場合。

(3) 前号の通知は、催告通知書(様式第10)により申請者に通知するものとする。

(4) 管理者は、前号及び第1項に定める通知が申請者に到達しないときは、告示をもって通知に替えるものとする。

2 管理者は前項により却下する場合は、申請者に対し、官民境界立会い申請書却下通知書(様式第11)を通知する。

(境界確定の不調通知)

第 16 条 管理者は、次の各号に該当する場合、申請者に対し、境界確定不調通知書(様式第 12)を通知するものとする。

(1) 申請者と境界確定線について確定協議が整わない場合。

(2) 境界確定図書が第 9 条の境界確定の協議が整った日から 6 カ月以内に提出されない場合。

(3) 申請する土地が所有権確認等の訴訟又は紛争中の場合。

(4) その他境界を確定することができない場合

(登記の手続)

第 17 条 管理者は、境界確認の結果、地図訂正及び地積更正の登記を必要と認めるときは、申請者に対し、その手続を速やかに行うよう指導する。なお、申請者は、地図訂正が必要なものについては、訂正後の地図を管理者に提出するものとする。

(現地における境界確定の省略)

第 18 条 管理者は、書類審査と図面による調査及び現地確認の結果、境界を確認することに支障がないと判断する場合は、第 9 条及び第 10 条の手続を省略することができる。

(雑則)

第 19 条 この事務取扱要領に定めのないものについては、その都度管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領

の規定にかかわらず、従前の取扱いによる。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 （第 4 条関係）

官 民 境 界 立 会 い 申 請 書

年 月 日

道路管理者
水路管理者
公園管理者
岩倉市長 殿

（申 請 者）

住 所

氏 名

電話番号

（代 理 人）

住 所

氏 名

電話番号

下記の民有地と公共用地との境界立会いをして下さい。

記

1 土 地 の 所 在 (民有地)	岩倉市		
2 土 地 の 所 在 (公共用地)	道路	公園用地	
	水路	法定外公共物	
3 立会いの目的	土地分筆・地積更正・確定測量・その他（ ）		
4 立 会 い 日 時	年 月 日（午前・午後） 時 分		

添付書類

- (1) 位置図（縮尺 2，500 分の 1 以上）
- (2) 公図写し（縮尺 600 分の 1 以上）
- (3) 隣接土地所有者等一覧表（現況幅員が 4.0 m 未満の道路については対側地所有者も記入） 登記簿謄本の写しを添付
- (4) 現況実測平面図（縮尺 500 分の 1 以上）
- (5) 現況横断面図（縮尺 100 分の 1 以上）
- (6) 委任状（土地所有者が申請を委任する場合）
- (7) 境界立会いに参考となる地積測量図等
- (8) その他管理者が必要と認める図書

備考

- (1) 境界に関する関係所有者と立会い人は、申請人で手配すること。
- (2) 境界に関する杭等は、申請人負担のこと。
- (3) 立会い申請書については立会い日の 1 週間以上前に提出すること。

様式第 2（第 4 条関係）

委 任 状

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1 委任事項

- （１）申請に関する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。
- （２）現地協議に立会いをして協議に応じ、これに同意し又は同意を与えないこと。
- （３）境界確定証明書の受領に至るまでの事務。
- （４） その他（ ）

年 月 日

住 所

氏 名

様式第 3 （第 5 条関係）

隣接土地所有者等一覧表

所在・地番	地 目	地 積 ㎡	所 有 者 住 所	氏 名	連絡先	備 考

（注）申請地には備考欄に○印をつける。
所有地地番には対側地等の所在する公図の地番を記入すること。

様式第4（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

道路管理者
水路管理者
公園管理者
岩倉市長

境界立会い依頼書

土地所有者（ ）様から境界確定の申請がありましたので、あなたの土地と公共用地（道路・水路・公園用地・法定外公共物）の用に供される土地との境界について協議したいので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、下記により、現地において立会いをお願い致します。

記

- 1 土地の所在 岩倉市
- 2 立会日時 年 月 日（ ）午前・午後 時 分
- 3 その他

- （1）上記日時に立会いできないときは、あらかじめご連絡をお願いします。
- （2）当日、本書及び本人確認書類をご持参願います。

なお、代理人が立会いをされるときは、委任する旨の委任状を持参させて下さい。

- （3）土地境界について参考となる資料がありましたらご持参願います。
- （4）連絡先 岩倉市役所維持管理課 電話

様式第 5（第 10 条関係）

委 任 状

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1 土地の所在

2 上記土地と公共用地(道路・水路・公園用地・法定外公共物)に係る境界確定に関する現地協議に立会いし協議に応じてこれに同意し、又は同意を与えないこと。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第6（第12関係）

年 月 日

境界確定証明書交付申請書

道路管理者
水路管理者
公園管理者
岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記土地と公共用地（道路、水路、公園用地、法定外公共物）との境界について、
別添のとおり確定したことを証明願いたく申請します。

記

- 1 土地の所在
- 2 申請理由 土地分筆 地積更正 確定測量 その他（ ）
- 3 添付書類
 - （1）位置図（縮尺2，500分の1以上）
 - （2）公図写し（縮尺600分の1以上）
 - （3）隣接土地所有者等承諾書
 - （4）境界確定平面図（縮尺500分の1以上）
 - （5）横断面図（縮尺100分の1以上）
 - （6）境界標の写真
 - （7）その他（ ）

様式第7 (第12条関係)

隣接土地所有者等承諾書

下記土地と公共財産(道路・水路・公園用地・法定外公共物)との境界について、現地において立会いにより明示された境界について何等異議なく承諾いたします。

記

1 土地の所在

番

申請人 住所
氏名

2 立会い関係者

[illegible]

第 号
年 月 日

様

土 地 境 界 確 定 証 明 書

年 月 日付けで申請のあった下記土地の境界については、別添公図写、境界確定平面図に朱線で示したとおり確定済みであることを証明します。

記

- 1 土地の所在（民有地）
- 2 土地の所在（官有地）

道路
水路
公園用地
法定外公共物
- 3 境界確定年月日 年 月 日
- 4 別添図書 位置図・公図写し・隣接土地所有者等承諾書
境界確定平面図・横断面図

道路管理者
水路管理者
公園管理者
岩倉市長

年 月 日

官民境界立会い申請書取下げ願

道路管理者

水路管理者

公園管理者

岩倉市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

代理人 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付で提出しました公共用地との官民境界立会い申請書
については、下記の理由により取下げいたします。

記

1 土地の所在

2 取下げ理由

様式第 10（第 15 条関係）

第 年 月 日 号

様

道路管理者
水路管理者
公園管理者
岩倉市長

催告通知書

年 月 日付けで通知した下記土地の現地立会いが今だに応じられていないので通知します。

つきましては、本通知書到着後 60 日以内に現地立会いを応じていただきますようお願いいたします。なお、期限内に応じていただけない場合は、官民境界立会い申請書を却下します。

記

1 土地の所在

様式第 11（第 15 条関係）

第 年 月 日 号

様

道路管理者
水路管理者
公園管理者
岩倉市長

官民境界立会い申請書却下通知書

年 月 日付けで申請のあった下記土地の官民境界立会い申請書については、下記理由により却下となりましたので通知します。

記

- 1 土地の所在（民有地）
- 2 土地の所在（公共用地）
 - 道路
 - 水路
 - 公園用地
 - 法定外公共物
- 3 却下理由

様式第 1 2 （第 1 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

道路管理者
水路管理者
公園管理者
岩倉市長

境界確定不調通知書

年 月 日付けで申請のあった下記土地の境界については、下記理由により協議不調となりましたので通知します。

記

- 1 土地の所在（私有地）
- 2 土地の所在（公共用地）
 - 道路
 - 水路
 - 公園用地
 - 法定外公共物
- 3 不調理由